

調査と情報

2005. 1

巻頭言

この国のあり方…………… 1

寄稿

常勤になって分かったこと…………… 2
ひたちなか農協代表理事専務 先崎千尋

調査研究

系統農会の歴史と農協営農指導事業…………… 4

増加する建設業の農業参入
—雇用確保の「帰農」とその実情—……………10

人口減少時代の到来と農協の組織基盤……………16

研究の視点

日本と違う次元にある中国の農業問題……………22

ぶっくレビュー

『狂食の時代』……………23

あぜみち

「担い手」としての集落営農組織……………24
5人の有志による農業特区参入法人……………24

統計の眼

森林の多面的機能の評価額……………25

この国のあり方

新しい年、2005年がスタートした。今年はどんな年になるであろうか？戦後60年目を迎えて国のあらゆる場面で制度疲労というか、ほころびが目立つようになり、昨年あたりからは「この国のあり方」のような議論が賑やかになってきている。1989年にベルリンの壁が崩壊して東西冷戦が終結し、21世紀は平和の時代などと言われたがその後の動きは何のことはない、かえって世界の各地で紛争が激化している。基本にはイスラエルとパレスチナの問題があるわけであるが、ナイン・イレブン（0911同時多発テロ）に続くイラク戦争と、その終結が見えない中でブッシュ大統領が再選されいっそう混迷の度を深めているように見える。サマワへの自衛隊派遣が1年延長されたが、現実には自衛隊が攻撃され被害が出た場合の国論の盛り上がり、紛糾は容易に想像がつくし、平和の下で繁栄を謳歌しているうちに気が付けば中国と台湾の緊張、北朝鮮問題等々周辺もすっかりきな臭くなってきている。いやでも「国の安全・平和」が憲法問題とも絡んで大きなテーマになり、いずれ国民の一人一人が答えを求められる。

日経平均株価が38,915円の最高値を付けたのも、同じく1989年の大納会であった。バブルの崩壊はその2年くらい後と言われているが、いずれにしても「失われた10年」はいつの間にか15年が経ってしまったことになる。しかも中国がややブレーキを踏み始め、米国は減速予想、日本も景況感踊り場となると景気の本格回復なり、かなり整理のついた金融機関の不良債権処理もまだまだ時間がかかるということになる。バブルとその崩壊の経緯の評価はいずれ後の世代が行うとしても、この15年間にずれ株価も地価も戻る、戻れば元の元気な国に生き返るとして、結果として問題解決が先送りされた代償はあまりにも大きい。ただでさえ50年もすれば起き得る制度疲労の傷は、バブルの崩壊により一段大きく深くなった。年金問題、福祉・医療問題、教育問題、食料・農業問題等々きわめて厳しい国家財政の中で必要な財源を確保していくことは容易ではないし、さまざまな効率化、リストラが行われたとしても結局は増税による国民負担しかない。いずれにしても、これまでやや他人事で済んできたこれらの問題が「この国の将来」に関わる、自分たちにモロに関わる重要テーマとしてより広く議論されることになる。

食料・農業問題についても同様である。国にとって農業はきわめて重要な基幹産業である。生きることに必要な食料を供給してくれるから、国民は農業を支持してくれる。しかしながら、自給率の低さ、休耕田・耕作放棄地の拡大、農業従事者の高齢化と後継者不足、WTO交渉での関税撤廃の圧力等々を踏まえて、我が国農業が相当に厳しい局面にあり、改革待ったなしであることも事実である。先の、国の安全保障の問題、年金等国民の生活に関わる問題と並んで食料・農業の問題も大いに国民的議論の対象になって欲しい。当総研としても、系統のシンクタンクとして食料・農業・環境等の問題につき、組合員あるいは系統諸事業の役に立つ調査、研究を高め深めて発信していきたいし、消費者、一般国民とのパイプ役も果たせたらと思う。

(代表取締役社長 大多和 巖)

常勤になって分かったこと

茨城大学地域総合研究所客員研究員
ひたちなか農協代表理事専務

先崎 千尋



一昨年6月に地元農協の常勤理事になった。農協現場を離れて13年経っている。常勤になって分かったことがいろいろあるが、ここでは、農協の世界で何が喫急の課題なのか、気がついたことの中から述べてみよう。

今日、我が国の農協が抱えている問題は、農協が農協らしくなくなってしまう、組合員の期待に応えていないということである。周知のように、農協の組合員離れ、組合員の顧客化、経営第一主義など現象としていろいろ指摘されている。私に対して、農協は諸悪の根源と言われたこともあった。そしてその背景には広域合併が挙げられている。

しかし私は最近になって、農協が協同組合としての特質を喪失してしまっている真因をそのことに求めるのだけでいいのだろうか、と考えるようになった。

農協は教科書風に言えば、組織体、運動体、経営体の三つの側面を有していると言われてきた。また、藤谷築次氏流に言えば、我が国の農協は協同組合、行政補助機関、圧力団体の三面複合体であった。

現在では農協はもはや圧力団体とはいえ、行政補助機関としての役割も終わりを迎つつある。残った協同組合としての性格も最初に述べたようにあやふや、否、農協は協同組合ではないという研究者の指摘(大内力氏等)は以前から出されていた。

また不完全資本としての農協は絶えず資本に転化する危険性をはらんでいる、とも言われてきた。最近の農協大会の議案書を見ると、理念ではメシが食えないとする経営最優先の考えがすべてであり、市場原理主義の立場を色濃く出している農水省の路線に限りなく近づいていると言えるが、このことこそ農協は協同組合ではなく株式会社と同じ、すなわち資本そのものである、という根拠である。

さらに、全農への国からの度重なる業務改善命令、単協レベルでの偽装・不適正表示、産地偽装などからも、農協は協同組合ではなく、利益を追求する企業そのものに転化してしまったことが分かる。

そうってしまった原因は何か。まず、広域合併がスタートではなく、ゴールになってしまっていることが挙げられる。いわば数合わせ。県レベルでいくつにするかだけにこだわり、中味をどうするかはなおざりにされてきた。その典型は最近の千葉で見られる。

私の農協は、5つの農協が合併し、組合員が約11,500人、職員が320人の規模である。しかし実態は、5年経っても実質合併していない。この一年余、職員との意見交換会、営農経済センター立ち上げのプロジェクトでの作業、組合員との話し合いなどから分かったことは、職員が10人単位の規模の組織運営方法と100人単位の規模ではまったく違う、と

いうことである。組合員組織の運営についても同じことが言える。トップマネジメント機能が確立されていない、と言える。

どうすればいいかは自分で考えろ、と中央会は言う。しかし、農協に最も欠けているのは企画力。これまで行政や中央会、連合会の指示、指導で動き、自分で考え、行動しなかった農協が明日から自分でやって見ろ、と言われても即座に対応できない。

むろん、全国の農協の中にはきちんとした運営をしている所もある。先日、いずれも農協でこれまでの取り組み、これからの進むべき道について勉強してきたが、40年の積み重ねがあるから展望も拓ける、と重く受けとめた。その他にもおつきあいをさせてもらっているいくつかの農協の事例を見て、私の所ではすぐには真似ができないな、でもその壁を突破しなければならぬ、と思っている。

もう一つ問題だと感じることは、単協と連合会との関係である。その延長として、経営管理委員会制度は農協になじむのか、ということを描きたい。我が県では、経済連と共済連が全国組織になってしまった。

多くの農協と同様に、我が農協も経済部門が赤字、3億円になる。それをゼロにするには大変な努力が必要だが、これまでに何度も購買事業の手数料率について県本部に掛け合ってきた。一般企業よりはるかに低い手数料率を引き上げない限り、経済部門は赤字という農協の体質は変わらないし、競争に打ち勝てない。配送コストの削減等では到底間に合わない。

しかし、この問題について農協大会議案も農水省の「農協のあり方についての研究会」

報告もだんまり。知らないはずがないのにも関わらず、である。県本部は問題の所在は分かっている、当事者能力がないので、まともな対応ができない。私たちはさしあたって営農経済センターを発足させることなどで自助努力をしていくが、それだけで3億円の赤字を解消できるとは考えていない。連合会は誰のためにあるのか、である。

共済事業についても、外資系などとの競争が激化し、職員の「自爆」も増えている。これまでの推進の限界、短期商品への切り替え等が現場から悲鳴として出ているにもかかわらず、事態は一向に進展していない。

経営管理委員会制度が我が国の農協に導入されたのは、広域合併農協で経営に素人の組合員代表は経営者としてはふさわしくない、プロが経営にあたり、組織代表は別組織でコントロールすればよい、ということからである。この論理に一理あることは認めよう。しかし、この制度を導入したことにより、農協特に連合会が経営偏重になり、組織体、運動体としての性格をほぼ完全に捨ててしまった、と私は考えている。

情報によれば、農水省はすべての農協にこの制度を導入すべく、法改正を準備しているとか。職員あがりの理事（経営者）であれば、国や県のやり方に文句をつけないだろう、農協を完全に国の指導下に置けるようになる、と考えるのは下司の勤めであろうか。そして、現実の経営管理委員会がどれだけ機能しているのか、私には知る術がない。

農協の運営、経営に劇薬は不要だ。足下を見、着実に歩むこと、それが私の責務である。

E mail : tmassaki@sweet.ocn.ne.jp

系統農会の歴史と農協営農指導事業

1. 農協のもう一つの源流

終戦後60年が経過し、戦争や戦後改革の記憶も薄れつつあるが、現在の農協制度は戦後改革の結果として形成されたものであり、今後の農協のあり方を考えるためには、改めてその歴史を振り返る必要があるだろう。

周知の通り、現在の農協法はGHQの占領下の1947年に制定され、農協はその後短期間のうちに全国各地に設立されたが、その母体となったのは戦時中（1943年）に産業組合と農会が合体した「農業会」であった。農協は協同組合としての性格を産業組合（1900年に法制化）から受け継いでおり、一般には農協の前身は産業組合であるとされている。しかし、現在の農協が行っている営農指導事業や農政活動は、農業会に合流したもうひとつの組織である「農会」から受け継いだものである。

この農会については、かつては産業組合に比べて注目されることが少なく研究も遅れていたが、近年、農業史の研究者によって研究が進み（注1）、日本農業に果たした役割が再評価されている。本稿は、農協のもう一つの源流である農会の歴史を辿るとともに、農協の営農指導事業の今後のあり方について、農業改良普及制度の改革問題も含めて考えてみたい。

（注1）玉真之介『農業団体と産地形成－戦間期日本農業と系統農会－』（1996）を始め、大鎌邦雄、野本京子らによる研究がある。なお、農業の理論家として著名であった栗原百寿（かつて帝国農会に勤務）は、系統農会の歴史に関して生き生きとした著作（著作集第5巻『農業団体論』）を書いている。

2. 明治初期の勸農政策と大日本農会の設立

農業は食料生産という公益的な役割を果たしていること、農業技術の研究開発の多くは政府の試験場で行なわれること、農業生産者は数が多く地域的に分散していることなどにより、多くの国では農業技術の普及は公的機関で行なっている。日本も現在公的な農業改良普及制度を有しているが、日本は明治初期から欧米の制度に学びつつ独自の農業技術開発・普及体制を作ってきた。

明治維新直後の明治政府は「殖産興業」を掲げ、その一つとして当時の主要産業であった農業の振興（勸農政策）があった。欧米の制度を学ぶために行なった岩倉使節団が帰国した直後の1873年（明治6年）に、明治政府は勸業政策を担う内務省を設立し（農商務省の設立は1881年）、またこの時期に、農業の研究・教育機関として内藤新宿試験場、三田育種場や札幌農学校、駒場農学校を設立し、外国人教師（フェスカ、ケルネル、クラーク等）を招いた。

こうした政府による勸農政策の一方で、明治10年頃から全国各地で種子交換会、農談会、農事会など農業技術の交流を行なう組織が形成されるようになった。政府も次第に在来農法を見直すようになり、1881年（明治14年）の第2回内国勸業博覧会の際に全国の老農を召集し全国農談会を開催した。そしてその年に、日本で最初の全国的な中央農業団体である大日本農会（注2）が設立され、大日本農会は農業巡回教師制度や品評会、会報発行などにより農業技術の普及に努めた。

(注2) 大日本農会は3年前に暗殺された大久保利通(初代内務卿)の構想であったと言われており、初代幹事長には、後に産業組合の法制化に努力した品川弥二郎(当時内務省勸農局長)が就任した。

3. 系統農会の発展と産業組合の設立

大日本農会は農学校の卒業生や地方の指導的人物(地主階層が主)を中心とした個人参加の組織であり、その事業は農事改良に限定されていたが、農学会が1891年(明治24年)に『興農論策』(主に横井時敬が執筆)で系統農会の構想を示すなど、農村全体に指導・統制が及ぶ組織の必要性が唱えられるようになった(注3)。そして、大日本農会が主催した第1回全国農事大会(94年)で系統農会の結成が決議され、95年には農会の全国組織として全国農事会が設立された。その後、農会組織は全国農事会の初代幹事長に就任した前田正名(注4)の指導力により大きく発展し、98年には府県農会が41、郡農会が505、町村農会が8,806設立されている。

さらに、1899年には農会法が制定され、農会は国の補助金を得て組織を強化していく。農会法の制定は産業組合法(1900年)より1年早く、また産業組合よりも農会のほうが数も多く早く農村に根づいていたため、農会が産業組合の設立を支援したという関係にあった。特に、1902年に全国農事会の幹事長に就任した加納久宜は産業組合の指導者でもあり(注5)、全国農事会は産業組合の育成に注力し、産業組合の数は1905年の1,671組合から1911年には8,663組合に増加した。

また、1909年には産業組合中央会が設立され(設立認可は10年)、10年には全国農事会を引き継いで帝国農会が設立された(初代会長は加納久宜)。こうして農村には、信用事業・経済事業を担う産業組合と農業技術普及・農政活動を担う農会の二つの系統組織が形成されたが、この時期は日清戦争、日露戦

争を経て日本の国家的高揚が見られた時期であり、これらの組織はそれを国内的に支える役割を果たしたと言えよう。

その後、大正期には、帝国農会は関税問題、米価問題、選挙運動などの農政活動を積極的に展開し、大正デモクラシーの中で力を増しつつあった原敬らの政友会とのつながりが深くなった。ただし農会は、農業、農民の利益を代表する団体とはいうものの地主階層中心の組織であり、小作争議に対しては協調主義的な対応をとった。なお、1923年(大正12年)には産業組合中央金庫と全国購買組合連合会が設立されている。

(注3) この時期は、憲法制定(89年)や市制町村制(88年)、府県制・郡制(90年)など日本の近代国家体制の確立期であった。

(注4) 前田正名は明治期の地方産業育成に大きな役割を果たした人物(祖田修『前田正名』)。前田正名は、当時の民党(政党)に満足できず農会を中心とした農政活動が必要なことを主張し、農会が政治的活動に関わることに反対した横井時敬と対立した。その結果、全国農事会は大日本農会から分離・独立して設立されることになったが、大日本農会はその後も農事改良や教育事業に取り組み、今日まで存続している。

(注5) 加納久宜は1905年に設立された大日本産業組合中央会(任意団体)の副会頭に就任した(会頭は平田東助)。

4. 農村経済更生運動・戦時統制経済と農業団体の統合

1929年に発生した世界大恐慌は日本にも波及し、日本は30年から昭和恐慌に襲われる。特に農村への影響は深刻であり、政府は農村の窮状を改善するため32年より農村経済更生運動を展開し、その運動の担い手として産業組合が位置づけられた。その結果、産業組合はこの時期に農村に深く浸透するようになり、産業組合の組織率(農家加入率)は30年の

61%から40年には95%になり、この時期に農村における農会と産業組合は地位が逆転した。また、32年に農家小組合（注6）が「農事実行組合」として産業組合に加入できるようにした。産業組合は33年から「産業組合拡充5ヵ年計画」に取り組んだが、これに対して商工会議所等から「反産運動」が起き、また1920年代より農産物販売斡旋事業を行っていた農会との対立も一部でみられた。

日本は、満州事変（31年）、盧溝橋事件（37年）を経て次第に戦時体制に突入し経済統制を強めていく。38年には国家総動員法が制定され、この年に昭和研究会が「農業団体統制試案」を発表するなど農業団体の統制が唱えられるようになった。そして、戦時中の43年に農業団体法が成立し、産業組合と農会は「農業会」という単一の組織に統合され（注7）、農業団体は国家機構の末端組織として位置づけられることになった。また、全国機関として、技術統制事業を担う中央農業会と経済事業を担う全国農業経済会が設立され、この年に産業組合中央金庫は農林中央金庫と改称し農林漁業の中央金融機関としての性格が強まった。さらに、戦争末期の45年7月には全国農業経済会と中央農業会は統合して「戦時農業団」となり、戦争のための食料・軍需物資の供出、生産資材の統制を行なった。

（注6）「農家小組合」は、自生的な集落を基盤として農会が指導・育成してきたものであり、1933年に24万組合あった。

（注7）この時、養蚕業組合、畜産組合、養鶏組合、茶業組合も農業会に統合された。なお、農業団体法の制定後も産業組合制度そのものは残され、都市部の購買組合は産業組合として残り、農村部の産業組合の中にも、わずかではあるがそのまま産業組合として存続したものもあった。

5. 戦後改革と農協・農業改良普及組織の設立

日本は戦争に敗れ、GHQによる占領下のなかで戦後改革に取り組むことになる。GHQは日本の軍国主義の温床が封建的な農業・農村制度にあるとし、1945年12月に「農地改革に関する指令書」（「農民解放指令」とも言われている）を日本政府に示し、これに基づいて農地改革が行なわれた。また、GHQはこの指令書において、「農民の利害を無視した農民及び農業団体に対する政府の権力的統制」が問題であるとして、「非農民的利害に支配されず日本農民の経済的文化的向上を目的とした農業協同組合を育成する計画」と「農民に対して技術その他の情報を普及するための計画」を作成することを日本政府に指示した。

当初、日本政府（農林省）は農業会を改組して農協を設立することを計画していたが、GHQの方針は強固であり、何回かの交渉の結果、農業会は解散（清算）せざるを得なくなり、その直後に新たに民主的な制度に基づいた農協が設立された（農協法制定は47年）。しかし、現実には農業会の資産・事業は農協に受け継がれ、農業会の職員も大半は農協に採用された。こうして農協は、戦時中の農業会を経ることにより、営農指導事業、農政活動を農会から受け継いだということができよう。

さらに、GHQの指示に従って48年に新しく農業改良普及制度が作られた。これは米国の制度を日本に移入したものであり、農会組織が地主階層中心の組織で国家主導の上からの技術指導であったのに対して、農業改良普及事業は民主的、自発的、人材育成、青少年育成、生活改善の理念を掲げ、また試験場と連携して事業を行なうこととした。そして、農業会の農業技術員の一部は試験を受けて農業改良普及員として採用され、一部は農協の

営農指導員になった。

こうして戦後改革の結果、農業技術の普及体制は今日に至る農業改良普及制度と農協営農指導事業の二重構造が形成されたが、甲斐武至氏はこの二重構造について、「農協の営農指導事業と普及事業の関係については、農協運動の歴史の中でも、明確な整理がなされないまま現在に至っている」と指摘している（『農協営農指導入門』1979）。

6. 農業団体再編成問題と農協中央会の設立

しかし、発足直後の農協は経営難に陥り、1950年に農協経営健全化のため財務処理基準令が設けられ、51年に再建整備法、53年に連合会の整備促進法が制定され、農協は政府の支援のもと経営再建に取り組むことになった。

こうした経営難のなかで、51年に農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会を統合した農業委員会が発足すると、「生産指導事業と農政活動は農業委員会に任せ農協は経済事業に専念すべきである」という「経営純化論」が一部で唱えられるようになった。さらに、農村更生協会（会長石黒忠篤）が、農業委員会に農協の生産指導の機能を吸収し旧農会のような農業団体を新たに作るという農事会法案を提案すると、既に農業会の農業技術員の一部を採用して事業を始めていた農協はこの構想に強く反発し批判した（第1次農業団体再編成問題）。農協は52年に開催された第1回全国農協大会において、農協指導事業に関する決議、農業団体の再編成に関する決議を行い、農協が営農指導事業を担う方針を明確に示した。結果的には農協に営農指導事業は残され、また54年に、都道府県農協中央会、全国農協中央会（それまでの全国指導農協連合会を引き継ぐ）が設立され、また農業委員会の全国団体として全国農業会議所（都

道府県には農業会議）が設立された。さらに、55年に河野農相の諮問を契機に農業団体再編成問題（第2次）が再燃し、全国農業会議所と農協組織との間で農業団体のあり方を巡って論争が起きたが、農協系統は「農業技術指導は農業改良普及事業の強化と農協営農指導事業の連携により行なう」という方針を示し、その後、農協営農指導事業の自賄い方針が確立した。

農協系統は57年より「刷新拡充3ヵ年計画運動」に取り組み、「農協活動の基本である組合員と組合の結びつきを強化し、系統組織の総合一体活動にもとづく事業の拡大をはかる」として、その中核に営農指導事業を位置づけた。その後、農協は営農指導員の数を増やし、営農団地構想、地域営農集団育成、地域農業振興計画作成などを打ち出したが、農協営農指導事業は、農家経済の向上、農家組織の育成、農業機械化、新作物導入、産地形成など日本農業の発展に大きな役割を果たしたと評価することができよう。またこうした方針のもとで、農協は高度経済成長のなかで事業量を順調に拡大させてきた。

さらに、農民組合の組織率が低迷するなかで、全国農協中央会は農民の利益代表として、米価闘争、農産物輸入自由化反対運動、都市農地の宅地並み課税反対運動などの農政活動を行い、大きな政治的影響力を持つていくことになった。

7. 近年の農協営農指導事業・農業改良普及制度の改革論議

しかし、近年、農業、農家をめぐる環境は大きく変化しており、ここにきて農協営農指導事業、農業改良普及制度の改革論議が起きている。環境変化として重要なのは、①農家の担い手の高齢化・減少、②一部の農業経営

の成長と技術向上、③農協事業の伸び悩み、④行財政改革と地方分権化、などである。

農業、農協をめぐる環境変化に対応して、第23回J A全国大会（03年10月）で経済事業改革が決議されたが、営農指導事業についてもこの経済事業改革の一環として見直しが行われている。農協の営農指導事業は年間1,630億円（人件費、事業費の全国合計、02年度）の費用をかけているが（注8）、営農指導に対する組合員の期待は高いにもかかわらず満足度は低いというアンケート結果も出ている。全中は04年2月に営農指導事業検討委員会を立ち上げ、同年7月の全中理事会で「J Aグループの営農指導機能強化のための基本方向」が決定された。その主な内容は、①営農指導の目標の明確化、②農業者の分化に対応した営農指導員の階層化、③体制・研修・人事の見直し、④資格制度の検討、④全中と全農の連携強化、⑤行政・普及センターとの連携・分担、であり、この方針に基づいて05年3月までに各都道府県で改革案をまとめ、それを受けて各J Aで強化策を策定することになっている。

一方、農業改良普及制度は、83年の第二次臨時行政調査会の勧告に対応して改革を行なうなど、これまでも時代の変化に対応して改革（広域化、人員削減、情報化等）を行ってきたが、97年に地方分権推進会議が農業改良普及事業の規制緩和、経費削減を勧告するなど、昨今の行財政改革、地方分権化のなかで農業改良普及制度は新たな改革を迫られている（注9）。こうした情勢を受け、農林水産省は02年に「普及事業の在り方に関する検討委員会」を設置して検討を行い、04年6月に法改正を行った（05年4月施行）（注10）。法改正の内容は、①普及員の一元化（専門技術員と普及員を統合）、②必置規制の廃止、③普

及手当の弾力化、であり、現在、各都道府県で普及事業の見直し作業が進められているが、今後も地方財政改革のなかで普及事業のさらなる改革が進められる見込みである。

このように農協営農指導事業、農業改良普及事業とも改革が迫られ、現在既に改革を具体化する段階に入っているが、問題は両者の改革が別々に行われていることであり、改革が実を結ぶためには、地域農業、農家にとってどういう技術普及体制が望ましいのかという観点から検討を一体的に行う必要がある。

（注8）農業改良普及事業にかかっている費用（財政負担）は02年度で806億円である。

（注9）農業改良普及事業の歴史と現在の課題については、山極栄司『日本の農業普及事業の軌跡と展望』（2004）に詳しい解説がある。

（注10）農業委員会についても、地方分権化、行財政改革に対応して、必置基準の見直し、活動の重点化、組織の効率化を内容とする法改正が行われた（04年5月）。

8. 農業支援組織の再構築に向けて

現在の日本は、農業だけではなく政治・行政・財政などあらゆる面で戦後制度の見直しが必要になっている。農業に関する行政機構についてみると、国の機関として農林水産省本省、地方農政局、地方農政事務所（旧食糧事務所）、農業水利事務所があり、自治体には、県庁、県の地方事務所、市町村があり、さらに農業改良普及センターや土地改良事務所がある。また農業団体も、農協、土地改良区、農業共済組合、農業委員会など様々な農業支援組織が存在している。これらの組織は農業が国民経済に大きなウェイトを占めていた時代に形成されたものであり、今後農家戸数のさらなる減少が見込まれる中で、現在の体制が農家、農業にとって本当に望ましい姿

なのかを再検討してみる必要がある。

02年において、農協の営農指導員は15,598人、農業改良普及員は9,880人（専門技術員を含む）おり、これで農家戸数303万戸を割ると、農協営農指導員は一人当たり194戸、農業改良普及員は一人当たり307戸を担当していることになる。ただし、農家といっても専業的大規模農家と自給的農家ではニーズが異なっており、販売金額の大きな農家は農業改良普及員が担当し、兼業農家・自給的農家は農協営農指導員が担当するという分担も考えられるが、これは営農指導事業と経済事業を結びつけるという農協の方針にとっては望ましくない方向であるし、税金で行う行政サービスを一部の農家に集中的に無料で提供することが妥当なのかという問題もあろう。

この問題は、営農指導員、農業改良普及員の人数の問題ではなく、その連携のあり方や仕事の仕方のほうがより大きな問題であるように思われる。これまで農協系統は「営農指導事業を強化する」という方針を再三示してきたが、問題は強化の中身であり、営農指導のレベルを向上させるとともに、技術指導だけではなく農業経営のアドバイスまで行い、また経済事業、金融事業と有機的に結びつくような営農指導のあり方に変えていくべきであらう（注11）。

また、営農指導事業と農業改良普及事業の関係については、今後、各地域で地域の実態に合った連携のあり方を構築していくことにならうが、農協は普及事業の改革を行政だけに任せるのではなく、普及事業を農協の事業に取り込み活用するという姿勢で改革に積極的に関わっていくべきであらう。そして、普及計画（普及実施方針）の策定に農協が関与する仕組みを導入し、将来の一体化も視野に入れながら連携を深めていくべきであらう

（注12）。

なお、かつての官と民の関係の名残からか、農家にとっては農協の営農指導員の方が親しみが持て、普及員は技術的には優秀かもしれないが役人であるため親しく相談しにくいということも聞く。農業改良普及事業は税金で運営されている組織であり、農家も納税者として普及員のサービスを要求し利用する権利がある。こうした農家と普及員の関係の意識改革なくしては農業改良普及制度の真の改革はありえないであらう。

（注11）大田原高昭氏は『明日の農協』（1986）で、「地域の農業の振興は、一つの総合的課題であり、総合農協の全機能をあげて取り組まなければ実現しえないものである。」とし、「その課題に直接の責任を持つのは、やはり営農指導事業である。」と書いており、「営農指導事業こそ農協の最大の収益部門である」という北海道の農協の事例を紹介している。

（注12）これについては、農業普及センターが農業団体によって運営されているデンマークの事例が参考になるだろう。デンマークの事例については『世界の農業支援システム』（竹中久二雄編、1994）に簡単な紹介があり、同書で木村慶男氏は、「われわれにとってもっとも学ぶべき点が多いのが、デンマークの普及事業であると強調しても的外れではないと考える」と書いている。

（清水徹朗）

参考文献

- 齊藤之男 『日本農学史』（1968、農総研）
武田 勉 「全国農事会略史」（1979、中央農事報第12巻解題）
奥谷松治 『近代日本農政史論』（1938、育生社）
加瀬和俊 『戦時体制期』Ⅳ第5章「農業団体の組織と事業」（2004、農林統計協会）
満川元親 『戦後農業団体発展史』（1972、明文書房）

増加する建設業の農業参入

—雇用確保の「帰農」とその実情—

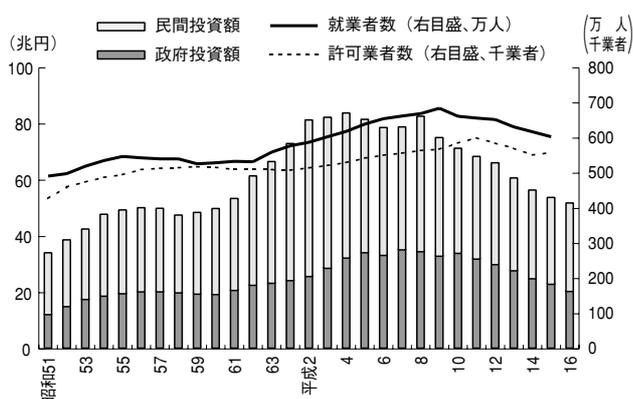
建設需要の落込みが続く中、建設業界では新規事業を通じて雇用を維持しようとする流れが強まっている。自治体でも、そうした業界の動きを支援するところが多い。

本稿では、新規事業として農業に参入した建設業について、事例も含めレポートしたい。

1 建設業での過剰就業圧力

我が国の建設投資は景気対策による公共事業の追加もあって、平成4年度に約84兆円とピークを記録した後、右肩下がりでも縮小しており、本16年度は約52兆円となる見通しである。投資額はピーク時に比較して38%の減少なのに対し、業者数、建設就業者数の調整は遅れて始まっており、かつ縮小幅も依然小さい（第1図）。

第1図 我が国の建設投資、許可業者数および就業者数の推移



資料 国土交通省「建設投資見通し」「許可業者調べ」、総務省「労働力調査」より作成
 (注) 平成16年度は見通し、許可業者数は各年度末、就業者数は年平均

建設就業者は平成9年の680万人がピークで、平成15年の604万人（男子515万人、女子89万人）は1割強の減少に止まっている。業者数にいたっては平成11年まで増加しており、減少する仕事を取り合う業界の状況がうかがえる。日本の建設投資は、今後中長期的に減少

することが予想されるため、雇用調整はこれから本格化し、長期に渡り厳しい状況が続くとみられる。

建設業は日本経済に占めるウエイトが高く、特に地方では農業と建設業が地域経済、雇用の柱となっているところが多い。建設業の就業比率が高いのは、沖縄を筆頭に北海道、東北、日本海地域、四国、九州などで、公共事業依存が高い地域と重なる（第1表）。これら地域は農業地域でもあり、建設業が成年男子の主たる雇用先となりつつ、農業を兼業の形で支えてきた。

第1表 建設業の就業者比率の上位20道県(%)

	建設業	農業	計
沖縄	13.3	5.6	18.9
青森	13.3	12.5	25.8
島根	12.8	9.0	21.8
秋田	12.8	10.4	23.1
新潟	12.6	7.0	19.5
北海道	12.4	6.1	18.5
大分	12.2	8.2	20.4
福岡	12.0	4.1	16.1
高知	11.9	10.7	22.6
富山	11.9	3.7	15.6
岩手	11.9	12.4	24.3
福島	11.8	9.1	20.9
山口	11.8	6.0	17.8
宮崎	11.6	11.6	23.3
鳥取	11.6	10.7	22.3
長崎	11.5	6.7	18.2
宮城	11.5	5.3	16.8
山形	11.5	10.7	22.2
鹿児島	11.3	10.7	22.1
徳島	11.3	9.0	20.2
石川	11.1	3.1	14.2
全国	10.0	4.5	14.5

資料 「国勢調査」より作成

2 建設業の「帰農」

建設市場の縮小に対して、容易に雇用調整に踏み切ることが出来ない背景もあって、建設業が新規事業を模索する動きが強まっている。現状、進出先としては本業との関連の強い①リフォーム、コンバージョン（オフィス

ビルをマンションにするなどの用途変更)、②環境関連・廃棄物リサイクルの外、異業種である③農業、④介護・生活サービスなどが中心になっている。

『新分野に挑戦する建設業』(米田雅子編著、東洋経済新報社2004年)が収集した全国461の事例では、一次産業関連82(18%)、環境・リサイクル159(34%)、建設関連88(19%)、健康・福祉36(8%)が主な進出先となっている(注1)。

特に地方では、建設関連や環境分野だけでは雇用が維持できず、農業、介護など地域密着のコミュニティ・ビジネスへの参入が増加している。なかでも農業は、建設業従事者に兼業農家が多いこと、機械等の操作に慣れていること等から、参入の技術的垣根は低いといえる。また一方、建設業就業比率の高い地域の多くは過疎・高齢化を抱えており、担い手問題等から地域農業が疲弊しているため、建設業が遊休化している労働力と機械を活用し「帰農」する流れは、自然に生まれ易い環境にある。

いまのところ建設業から農業への進出が進んでいるのは、北海道、東北、日本海側地域で、九州、四国等では異業種への参入への動きは総じて遅い。北海道は高い公共事業依存度と不況が深刻であり、一方農業は大規模で機械化が進んでおり、プッシュ・プル両面で建設業の参入が起き易い条件がある。また、北海道では農家の高齢化から、農作業請負(コントラクター)に進出する建設業が多いのも特長である。

北海道では規模拡大により農業のビジネス化を目指す傾向が強いのに対して、それ以外の地域では高付加価値型の農業への取組みが一般的である。実際、農外企業が取得(所有・賃借)できる農地は中山間地や小規模農地が多く、しかも分散しているため機械の効

率的利用が困難である。そのため収益性の高い農産物の生産を目指す外、加工、販売、レストラン、観光農園など複合経営を通じた事業化を図る取組みが多い。

建設会社が農業を行う場合、施設栽培や農作業受託はそのまま参入が可能だが、田畑を取得し土地利用型農業をするには、農業生産法人を設立するか、構造改革特区を通じて参入するか2通りの方法がある。

以下では、いずれも建設業就業比率の高い新潟県と秋田県について、前者は特区を利用した参入、後者では農業生産法人を設立した事例について、その内容を具体的にみてみたい。

3 構造改革特区を通じた参入～新潟県の事例

平成15年から認定が始まった構造改革特区のうち、農業関連特区は昨年12月時点で全国に79ヶ所ある。この内64ヶ所で「農業生産法人以外の法人による農業経営」が認定され、一般企業やNPO法人が農地を借り農業参入することが可能となった(特区では農地所有は不可)。

実際に営農を開始している法人数は68あり、特区数で35である(平成16年9月末時点)。また、参入企業は地場の建設業と食品産業からが大半を占めている。

(1)東頸城農業特区(現 越後里山活性特区)の概要

新潟県東頸城郡の3町3村(安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村)を範囲とする「東頸城農業特区」(現 越後里山活性特区)は平成15年4月に全国第一段で認定を受けた特区である(注2)。

東頸城は新潟県でも典型的な中山間地域で、急速な過疎化・高齢化が進んでいる。農業の担い手不足が深刻で(65歳未満の農業専従者の割合7%、後継者のいる農家の割合25%)、

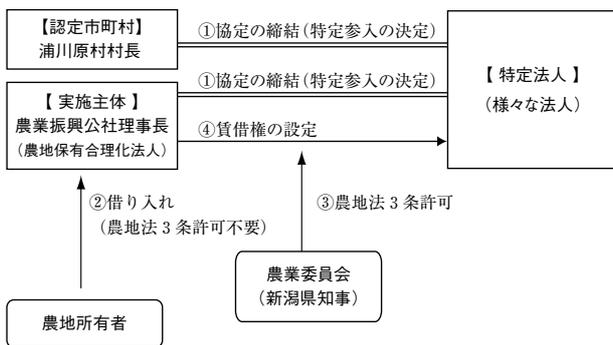
耕作放棄地・遊休農地が拡大している（農地は過去25年間で3/4へ、年間100haが遊休化）。また、急傾斜農地が全農地の62%を占めている。

このような新たな担い手を期待し難い状況を放置すると、自然環境や棚田が失われ地域そのものの維持が難しくなるとの危機感が強まっていた。そこで、企業の参入等を通じながら、「農」を中心に地域の再生、活性化を図ろうという趣旨で特区の申請を行った。

同特区内の浦川原村では、特区を利用し頸城建設とファーストファームの建設2社が昨年参入した。村では「地域農業を壊さないこと」を特区参入の基本な考え方として「地域に認めてもらえること」、「認定農業者や農業生産法人も育つ環境を保つこと」を条件にした。

浦川原村では農業振興公社が農地保有合理化法人の資格を有しているため、特区に関する協定の実施主体になっている（第2図）。今回参入した企業も、公社との間で農地の賃貸契約を結んだ。参入を希望した2社は、いずれも地元で信用力のある企業であり、また山間地の取得を希望したこと等から、参入について大きな支障はなかったという。

第2図 浦川原村での特区参入の流れ



資料 浦川原村役場

(2)頸城建設

頸城建設の農業参入の動機は、公共事業の急速な減少に対して、雇用をなんとか確保したいということからきている。当社の受注額

は平成8年のピーク時には約16億円だったが、足下で半減に近い水準まで落ち込んでいる状態だ。

なぜ農業かという点は、社長自身が農業に関心があったこと、農業土木や圃場整備等の経験が多く大型機械の操作に慣れていること、また職員に兼業農家が多いことなどである。

当社は、はじめ農業生産法人の申請準備をしていたが、村役場で特区の話聞いたのを契機に特区参入を選択した。特区での本体参入の方が、経理部門の一体化や雇用の柔軟な活用などの点でメリットがあると判断した。

当社の農業経営の特長は、最初から完全無農薬による有機米栽培を選択した点である。慣行栽培では、平場の大規模経営でなければ経営的に成立しないため、高品質の有機米生産を柱にした。JAS認証取得の考えもあって、農薬等で周囲の影響を受ける平場でなく、あえて山間部の農地を借りた（写真参照）。

現在、全体で5haの農地を借り、水稻1.7ha（28枚）とイワナ、タニシなどの養魚、山菜畑に利用している。中心となる有機米栽培は、土作りから徹底し、強い稲を育てることを基本にしている。一昨年は試験的な生産だったが、昨年は100俵程度取れ、東京の食品卸売会社では同村のコシヒカリ価格（農家出荷価格）に比べ3倍以上の価格で取引された。

有機農業の技術については、社長が雑誌等をみながら勉強し自らマニュアルを作成した。実際の栽培は、専従の役員1名、担当2名、パート1名の人員で対応している。田植え、稲刈り等の農繁期には本業部門から応援してもらうことで余剰労働力を活用している。

今後の計画としては、まず水稻面積だけで10haまで拡大していきたい意向だ。またハウス栽培も今年から試験的にスタートする予定だ。しかし、農業生産だけで収益を確保するのは難しいとみており、米、イワナ、山菜

等などの加工やレストランの開設など、複合的に事業展開していくことが不可欠だと判断している。2次、3次産業への展開は、特に冬場の建設部門の雇用吸収という点でも重要であるという。

写真 頸城建設の棚田（草取り風景）



(3)ファーストファーム

もう一社のファーストファームの場合は、本体の直接参入ではなく、葦和土建80%とファーストファーム社長（葦和土建の常務を兼任）を含め村内有志5名による20%出資で、新会社を設立し参入した。

親会社の葦和土建も急減な受注の落込みで新規事業の開拓が必要な状況は同じだが、明確に経営を区分した方が良いと判断した。本体参入する場合、農業部門は当面赤字となることから入札時の業者格付けに反映される懸念があった。

また、ファーストファーム社の場合、会社設立の目的そのものが、若い頃地域活動を一緒にやった仲間と共に、地域の活性化に貢献したいとの社長の思いから来ている。実際、当社が借りた土地も、産廃問題（建設廃材）を抱え破綻した農業生産法人が放置した高台の放牧地1.5haであり、村の農業基盤の荒廃を食止めたいとの願いが、参入の大きな動機

となっている。

当社は賃借した牧草地の眺望、自然景観のよさを活かし観光牧場を一昨年開設、ポニー、山羊、羊等に直接接触合うアニマルセラピーや乗馬体験を行っている。観光牧場は現在入園料を取っていないため、当社の収入源は山羊乳のアイスクリームの販売がメインである。

観光牧場以外では、当社は昨年新たに1.7haの農地を借り、減農薬の酒米生産を始めた。また、後継者問題を抱える近隣のブドウ農園の栽培を今後請け負う方針である。何れも村の農業公社を介した事業で、面としての農業を維持することで、地域全体の保全、雇用創造を目標にしている。現在、当社の職員は正社員2名、パート2名である。

さらに「地産地消による食の工房」をコンセプトに、自社の米、山菜・キノコ、養魚などを利用したレストランを近いうちに開設する予定だ。この点は頸城建設と同様で、複合的な事業展開を図らないと、農業だけでは経営が難しいのが実情である。

4 農業生産法人の設立～秋田県の事例

次に、秋田県での農業生産法人設立による参入事例についてみてみたい。

(1)あきたファームの設立

秋田瀝青建設（以下、「瀝青建設」と略す）がある秋田県飯田川町は、秋田県のほぼ中央に位置し八郎湖の南東部に接する人口約5千人の町である。飯田川町は、本年4月に隣接2町と合併し潟上市になる予定である。

この地域は歴史的に油田があり、当社創業者の田から産出したタール状の石油を利用し、防水工事を始めたのが瀝青建設の出発点である。ちなみに当社名称の「瀝青」とはアスファルトの意味である。

瀝青建設は現在、舗装、一般土木を手掛けているが、当社も近年の公共工事の減少によ

り平成9年のピーク時に約27億円あった工事実績は、平成15年には約15億円とおよそ4割強の減少となっている。

こうした中で80名近い従業員の雇用を確保するために、当社は秋田市に下請専門子会社を、男鹿市に下水道の調査・修繕会社を設立し職員を出向させている。また、平成12年末には農業生産法人「あきたファーム」を立ち上げた。

農業への参入は、社内の雇用対策が直接的な動機だが、それ以前、平成5年の大冷害により外国米が輸入された時、社長が日本農業の重要性を強く感じたことが大きなきっかけであった。また、社長自身兼業農家であり、耕作を親戚に頼んでいたがそれも難しくなり、周囲にも同じような担い手の問題が多いことから、事業機会があるのではないかと考えた。

一般企業が農業生産法人を設立するのは容易でなく、通常、経営者自身が兼業農家であるか、兼業農家の従業員に出資してもらうなどで対応しているのが実態である。瀝青建設も同様な状況で法人を設立したが、認可を得るまでは相当時間と苦労が要したという。

また、当時地域の中で農業生産法人は当社がはじめてであったため、地域にはやはり警戒感あったという。そのため、まわりから注目されていることを意識し、地域農業の一員に徹することを方針とした。

(2)あきたファームの事業展開

あきたファームは借地を含め15haでスタートしたが、その後経営面積は順調に拡大し、現在借地23ha、自社農地10ha（うち作付け2ha）となっている。この外に、作業受託が10ha、整地・畦塗・草刈等、作付け以外の作業請負が10haある。

しかし、当社は地域農家の要望に応じて「便利屋」的に借地や作業請負を行ってきたため（例えば「2、3年経ったらやってほし

い」、「半分だけやってほしい」）、①農地が点在しており機械の移動時間がかかる、②農地が広範で土壌条件に差が大きい、③大規模整備圃場がなく不整形地が多く、作業効率が悪い、④耕作放棄地では復元のための時間と労力が要するなどの課題を抱えている。

栽培作物の点では、水稻が30haを占めるため（育苗、苗の販売も行っている）、米価下落の影響を強く受けざるをえない。また、転作作物として大豆を7ha近く栽培しているが、奨励金なしにはペイしない状況である。

今後も稲作をメインに規模拡大を目指していくが、高付加価値作物の導入が収益をあげていくには不可欠だと認識している。現状、果樹を中心にブルーベリー、栗、メロン（めんこいな）などを試験的に栽培しているものの、作物を絞り込める段階に到っていない。米も山間部のものは、ミネラルを多く含む水を利用しており、差別化できるのではないかと考えている。

あきたファームの人員体制は、瀝青建設の常務が農業を全体に管理し、社長は主に営業活動を行っている。従業員は5名（4名採用、1名出向者）で、この外にパートが3名いる。また、農繁期には本体から5～6名が出向の形で応援にいく仕組みになっている。

販売面では、前述したように地域密着を重視しており、農協との付き合いを大切にしている。出荷は7割を農協経由で、残りは自社で販売している。また、農業機械の購入は、自分で業者との値引き交渉をしたうえで農協を通して購入している。

(3)将来のビジョン

あきたファームの売上は現状約3000万円だが、これを早く1億円にまで引上げ、経営面積で100haにするのが当社の目標である。現在、点在している農地が、今後線になり面となることを期待している。

「秋田は農業県だが家内産業のレベルに止まっており、これを基幹産業にしたい」というのが社長の夢である。そのためには農業に商売の感覚、冒険を持ち込む必要があり、むしろ農業のプロでないゆえの強みがあるのではないかと考えている。

当社は、中国からアスファルト碎石を輸入している関係もあり中国への関心が深く、将来は当社の農産物やリンゴ、梨などを輸出する、また中国野菜などでまだ国内に入って来てないものを生産することなども視野に入れている。

あきたファームの収益状況は、現状は収支トントンのレベルで、農業で収益を上げるのは容易ではないのが実態である。それでも公共事業依存は変動が激しいのに対して、農業は仕事が確実にある意義は大きいという。また、当社の参入時期が比較的早く、本業での経営体力があるうちに進出できたのはよかったとみている。

しかし、今後は規模拡大、高付加価値化と共に、合理化、自立化を進めていく必要があると考えている。

そのひとつとして、従来資金面では、瀝青建設が地銀から借り、あきたファームに転貸する形をとっているが、あきたファームが現在500万円の資本金を2,500万円に増資し、借入金の返済に充てたいと考えている。増資は基本的に社長が引受けるつもりだが、瀝青建設にもある程度出資させるつもりである。資金面で自立性を増し、認定農業者の資格を得て、公庫等からの借入れを利用したいと考えている。

5 まとめ

3つの事例だが、建設業から農業への参入の実情を垣間見ることはできたと思う。

秋田県の事例は、農業生産法人として規模

拡大の指向が強いのに対して、新潟県の2社の例は完全に高付加価値追求型であり、農業のタイプは異なっている。しかし一方、社長の農業への思い、既成の農業概念を打破したいとの意気込みなどは似ているといえよう。

また、いずれの事例でも地域農業との関係が非常に重要であることが分る。新規参入者に対して、自治体や農協が間に入ることで地域農家に対する安心感を与えることができる。さらに参入後も、企業が地域に本当に根をおろすのか、いい意味で適切な事後モニタリングにつながっているといえよう。

共通する大きな課題は、農業で収益をあげる明確なビジネスモデルがまだ見えてない点であろう。参入から4年以上経ている秋田県の事例でも収支トントンの状況であり、新潟の事例ではまだ事業の形を模索する段階にある。

今後、本業である建設部門のいっそうの縮小が見込まれる中で、農業での長期の投資に耐えられる経営体力が残っているか、また農業への長期ビジョンを持ちえるか、時間レースの様相が強まってくると予想される。そうした中で、農業をコミュニティ・ビジネスと捉え、地域戦略を共有し、いっしょに地域全体の差別化・ブランド化を追求することが、ますます重要になってくると思われる。

(室屋有宏)

(注1) 米田雅子『建設帰農のすすめ』(中央公論新社、2004年)では、筆者が確認した建設業からの農業参入例として120社が収録されている。

(注2) 認定項目は「生産法人以外の法人による農業経営」の外、「地公体、農業以外の市民農園貸付」、「農家民宿等による濁酒(どぶろく)の製造」、「農家民宿での簡易な消防設備」等がある。同特区は昨年12月に、特区の対象範囲を十日町市、中魚沼郡川西町、同中里村に拡大し、名称を「越後里山活性特区」に変更した。

人口減少時代の到来と農協の組織基盤

はじめに

総務省の推計人口（確定値）によれば、2004年5月の日本の総人口は、前年同月比で5万人減少の1億2,756万人と、1950年に毎月の統計を取り始めて以来初の減少となった。推計人口は、海外旅行者も海外移住者として取り扱っており、5月の減少は前年に新型肺炎により旅行者が減少したための一時的な現象とみられている。しかしながら、海外旅行者の増減で日本全体の人口が左右されるほど、日本のコアの人口は停滞していることになり、日本の人口が踊り場に差し掛かっていることは間違いない。そして、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によれば、日本の人口は、2006年をピークに、長期的な減少トレンドに向かうとされている。

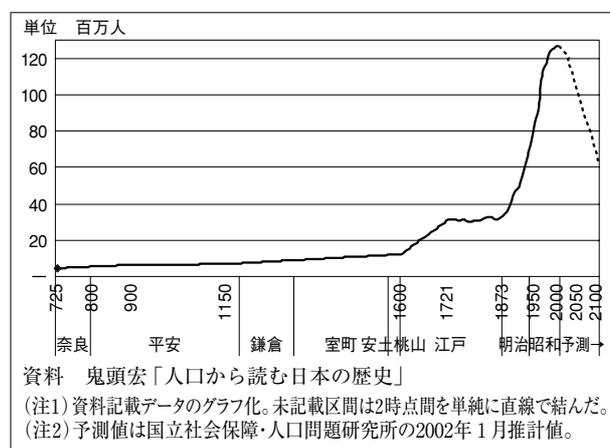
本稿は、減少に転換する日本の人口について、その歴史的な推移を概観するとともに、上記研究所による人口推計を利用し、農業、農村の視点から、農業地域類型及び一部地方の農協管内別に将来の人口動向について整理したものである。

1 日本の総人口の長期推移

まず、日本の総人口の長期的な推移をみておきたい。第1図にみられるように、日本の総人口は、江戸時代初期の1,200万人から、新田開発等による人口扶養力の上昇により、18世紀なかばには約3千万人に達した。その後は、江戸末期まで3千万人前後で安定して推移したが、明治期に入ると、医療・衛生面

での改善や、農地開拓・化石エネルギー利用による反収増等食料供給力の増加により、人口は緩やかに増加していく。そして、1920年前後より、人口増加のスピードが増すとともに、多産多死から少産少死へのいわゆる人口転換の時期を迎えることになる。1920年以降、人口急増期を迎えた日本の総人口は、1936年には7,000万人、大戦期の一時的な減少を経て1948年には8,000万人、高度成長期の1967年には1億人を超えたが、その後1970年代後半には人口増加率が1%を下回るなど増加スピードは鈍化し、1984年に1億2千万人を超えたあとは、現在まで1億2千万人台で推移している。

第1図 日本の総人口の長期推移



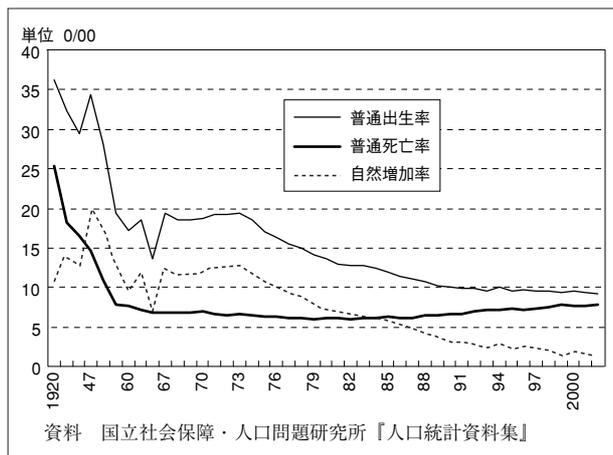
2 日本の人口転換

上記のとおり、日本では1920年代より人口転換の時期を迎え、普通出生率・普通死亡率（人口千人当たり出生数、死亡数）が急速に低下していく。ただし、第2図にみられるように、それは、衛生・医療技術・食料事情の向上等による普通死亡率の低下が、普通出生

率の低下に先行するかたちで（＝多産少死）進んでいったのである。そして、そのことは、戦後生産年齢人口の増加として、日本の高度経済成長を労働供給面から支えることになった（注1）。

多産少死化の過程を経て、戦後日本は本格的な少産少死社会に移行していくことになる。普通出生率は、戦後のベビーブームを過ぎると急速に低下し、普通死亡率も同じ時期にかつてない低下幅を示した。そして、合計特殊出生率（注2）も1957年には、人口置換水準（注3）を下回るなど、日本の人口転換は1950年代後半には、その過程を終えることになる。

第2図 普通出生率・死亡率・自然増加率

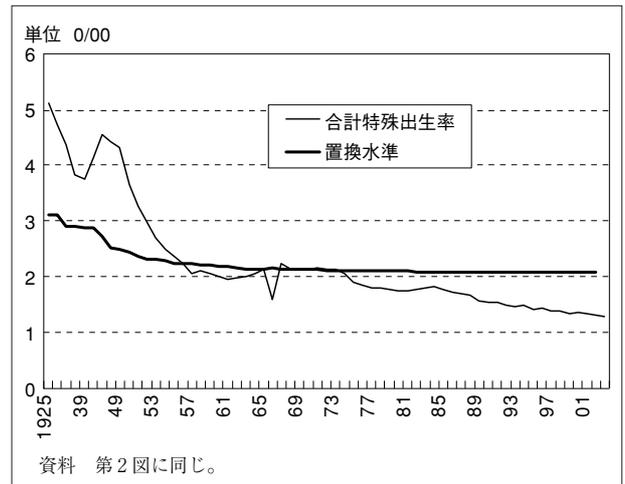


そして、日本では、少産少死社会への人口転換を終えた後、今度は、長期にわたって合計特殊出生率が人口の置換水準を下回る、「第2の人口転換」と呼ばれる状況を経験することになる。

第3図にみられるように、合計特殊出生率と人口置換水準は、70年代半ばまではほぼ同レベルにあったが、74年以降は、一貫して合計特殊出生率が人口置換水準を下回っている。さらに、同出生率そのものも低下しており、75年には初めて2を下回り、89年には1.57と66年丙午の年の1.58を下回るいわゆる「1.57

ショック」をもたらした。それ以降も、93年には1.5を、97年には1.4を下回り2003年には1.29にまで低下している。そして、この30年間にわたる置換水準を下回るような出生率の低下が、今後予想される人口減少の大きな要因になっているのである。

第3図 合計特殊出生率と人口置換水準



(注1) 人口転換の過程において、年少人口（15歳未満人口）と老年人口（65歳以上人口）を合わせた従属人口に比べ生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）の割合が高まることを「人口ボーナス」と呼ぶが、日本は戦後この「人口ボーナス」と呼ばれる生産年齢人口の増加が、農村部からの3大都市圏や太平洋ベルト地帯への労働力供給源となった。

(注2) ある年次に観察された15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1人の女性が生涯に産むと想定される子供の数の平均。

(注3) 人口を維持するために必要な合計特殊出生率で、2002年では2.07。

3 将来推計人口

先にみたように、長期間続く出生率の低下により日本の人口減少は避けられない状況である。国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によれば、日本の人口は、2006年の1億2,774万人をピークに、2025年には12,114万人、2050年には10,059万人にまで減少する（第1表）。また高齢化も著しく進み、65歳以上の

高齢者比率は、2000年の17.4%が2025年には28.7%、2050年には35.7%にまで上昇し、日本は人口減少のなかでの超高齢化社会を迎えることになる。

一般に、人口減少と高齢化は、経済成長の制約要因と考えられている。例えば、供給面においては、生産年齢人口の減少が労働供給を、高齢化に伴う貯蓄の減少が資本供給を減少させる。需要面においても、人口減少は、直接に市場規模の縮小につながっていく。しかしながら、こうした人口減少と高齢化の動きは、これまでの日本の都市化、過疎化に大きな地域的な偏りがあったように、全国一律に生じるのではない。そこで、とくに農業・農村の視点から、上記の推計人口の動きをみることにする。

第1表 2050年までの人口推計

推計の種類		中位	高位	低位
長期の出生率仮定		[TFR=1.39]	[TFR=1.63]	[TFR=1.10]
長期の平均寿命		男=80.95年 女=89.22年		
総人口	2000年	12,693万人	12,693万人	12,693万人
	<ピーク>	12,774万人	12,815万人	12,748万人
		2006年	2009年	2004年
		↓	↓	↓
	2025年	12,114万人	12,404万人	11,776万人
	↓	↓	↓	
	2050年	10,059万人	10,825万人	9,203万人
65歳以上人口割合	2000年	17.4%	17.4%	17.4%
	2025年	28.7%	28.0%	29.5%
	2050年	35.7%	33.1%	39.0%

資料 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』
 (注) TFRは合計特殊出生率を指す。

4 将来推計人口と農協の組織基盤

(1) 農業地域類型別にみた将来推計人口

まず、国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別推計人口(2030年まで)を、農水省の農業地域類型別に組替え集計を行った(注4、5)。

農業地域類型別に、2030年の推計人口と2000年の人口を比較したものが、第2表であ

る。同表にみられるように、予想される人口減少率は、農業地域によって大きく異なっている。都市的地域では4%、平地農業地域でも10.7%の減少にとどまるのに対し、中間農業地域では21.5%の減少、山間農業地域では33.9%の大幅な減少となっており、中山間地域での人口減少が著しいことがうかがえる。

また、高齢化について、2030年の65歳以上の高齢者比率をみると、いずれの地域でも高齢化は急速に進むものの、都市的地域は28.3%と30%を切る水準に留まるのに対し、中間農業地域では35.6%、山間農業地域では40.1%に達する(第2表)。

第2表 農業地域類型別人口変化等

	市区町村数	総人口(万人)		人口増減率(%)	65歳以上高齢者比率%		
		2000年	2030年		2000年a	2030年b	b-a
全国	3,245	12,693	11,758	-7.4	17.4	29.6	12.2
都市的地域	778	9,910	9,516	-4.0	15.7	28.3	12.7
平地農業地域	692	1,039	928	-10.7	20.6	32.5	11.8
中山間地域	1,775	1,743	1,314	-24.6	25.1	36.6	11.5
中間農業地域	1,037	1,302	1,022	-21.5	24.1	35.6	11.5
山間農業地域	738	442	292	-33.9	28.1	40.1	12.0

資料 国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口』

このように、農業地域類型別に推計人口をみると、中山間地域での人口減少が非常に大きくなるとともに、将来の高齢者比率の水準についても、やはり中山間地域が突出して高いという結果になった。

ただし、第3表のように地方別でみると、同じ中山間地域でも、東山のように人口減少が13.7%に留まるところがある一方、北海道のように37.5%と4割近く減少する地方もある。また中山間地域人口の総人口に対する割合をみても、南関東のように2030年時点では1.0%にすぎない地方がある一方、山陰のように4割を超えるような地方もある。

このように、中山間地域は全体として他の地域に比べ人口減少が大きいことは間違いないが、その影響度は地方ごとにより異なることがうかがえる。そして、そのことは、それら地方を管内とする農協においても同様であろう。そこで、次項では、中山間地域の人口割合及び高齢者比率が比較的高い中国地方5県について、農協の管内別に人口減少の影響を考えてみたい。

第3表 地方別中山間地域人口割合等

	中山間地域				
	対総人口割合%		65歳以上高齢者比率%		人口増減率%
	2000年	2030年	2000年	2030年	
全国	13.7	11.2	25.1	36.6	-24.6
北海道	18.8	14.0	23.7	37.9	-37.5
東北	27.3	23.1	25.0	36.9	-25.8
北関東	12.8	10.8	22.2	35.8	-21.9
南関東	1.3	1.0	23.6	39.7	-28.4
東山	39.8	37.9	23.5	32.9	-13.7
東海	9.9	8.1	23.7	36.9	-23.9
北陸	26.2	22.7	25.1	36.0	-25.8
近畿	8.0	7.1	24.2	35.2	-17.9
山陰	50.2	41.1	27.8	38.3	-29.9
山陽	24.1	20.9	26.9	36.9	-25.4
四国	31.6	26.5	27.5	39.2	-29.2
北九州	16.9	13.4	26.1	38.1	-27.5
南九州	28.2	24.5	26.0	35.2	-17.9

資料 第2表と同じ

(注4) 推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所により平成15年12月公表された『日本の市区町村別将来推計人口』を利用した。同推計は、2001年末現在の市区町村領域（東京都三宅村を除く3,245市区町村）別に将来推計を行っている。推計方法は、主にコーホート要因法により、純移動率や生残率などの将来仮定値を市区町村ごとに設定している。そして、各市区町村別に推計人口を求めた後、男女・年齢別推計人口の都道府県内全市町村の合計が、『都道府県別将来推計人口（平成14年3月推計）』（同研究所推計）の各都道府県の男女・年齢別推計人口値と一致するように一律補正を行っている。

(注5) 農業地域類型区分は、2000年2月1日現在（沖縄県は1999年12月1日現在）の地域区分。

(2) 中国地方の農協管内別推計人口

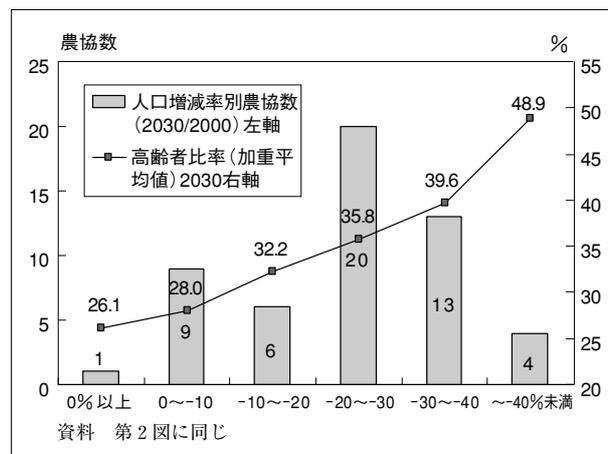
ここでは、先の市区町村別推計人口を、2004年11月末時点での中国地方の農協の管内別に、組替え集計を行った（注6）。なお、農

協管内の市町村は全中ホームページ（<http://www.zenchu-ja.org/>）に掲載されている県ごとの農協名、管内市町村リストを元にした。また、人口の重複計上を避けるため、同一市町村内に複数の農協店舗があるケースのうち5農協については他農協と合算し、新たに53農協区分として集計を行った。

それによれば、中国地方の農協のうち、2000年と2030年を比較して管内人口が増加する農協は1農協に過ぎず、残り52農協は全て減少する（第4図）。また人口増減率別に農協数の分布をみると、減少率が30%を超える農協が17と全体の約3割を占め、さらにそのうち4農協が40%を超えていた。

第4図 農協管内推計人口増減率

（中国地方、53農協区分、以下同じ）



この4農協を個別にみると、4農協のうち島嶼部を管内に持つ農協が3農協を占める。残り1農協も管内の全市町村が中山間地域であり、いずれも自然的・社会的条件の厳しい地域である。また管内の人口減少率の大きな農協ほど65歳以上の高齢者比率も高くなり、人口減少率が40%を超える4農協では、高齢者比率の加重平均が48.9%と、唯一管内人口が増加する農協のほぼ2倍に達する。

このように、推計人口の動きをみると、人

人口減少の様相は、農協ごとに大きく異なっていることがうかがえるが、それは農協の組織・事業と、どのような関係にあるのだろうか。人口の減少が予想される52農協について、人口規模と農協の組合員数・貯金等の関係をみたものが、第4表である。

第4表 人口増減率別農協の状況

人口増減率 2030/2000 (67シク)%	農協数	1農協当たり(53農協区分)							管内人口に占める組合員数(b/a)%	正組合員比率(c/b)%	生産年齢人口増減率(2030/2000)%	生産年齢人口/高齢者(人)2030
		管内人口(千人)		管内人口増減率(2030/2000)	組合員・貯金等2002年度							
		2000a	2030		組合員数(千人)b	正組合員数(千人)c	貯金規模(10億円)	貸付金規模(10億円)				
△10~0	9	419	395	△5.7	41.5	20.6	245	73	10.5	49.6	△16.7	2.1
△20~△10	6	174	152	△12.5	23.8	10.7	146	38	15.6	44.8	△24.7	1.8
△30~△20	20	103	77	△25.2	16.7	9.7	95	20	21.6	58.4	△35.7	1.5
△40~△30	13	48	32	△33.2	14.2	8.4	64	16	44.7	58.9	△41.4	1.3
~△40	4	16	8	△49.4	6.7	4.3	34	4	80.4	63.6	△56.4	0.9

資料 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」、日本金融通信社「日本金融名鑑2003年版」

第4表からは、人口減少率が大きい農協は、人口規模が小さく、管内人口に占める組合員割合や組合員に占める正組合員比率が高い農協であることがうかがえる。つまり、地域の農業依存度が高く小規模な農協ほど管内人口の減少が著しいということになる。

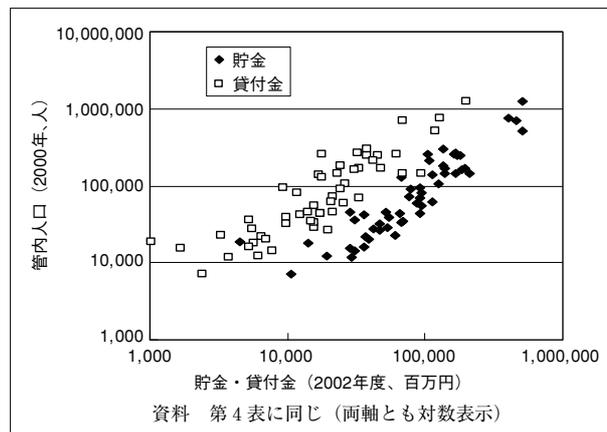
第5図にみられるように、管内人口と農協の事業規模の関係は明白である。管内人口が減少に向かうことで、長期的にはいずれの農協でも事業の量的な伸張が困難になるとみられるが、推計人口からは、小規模な農協ほどその影響が大きくなることが予想される。

また、管内人口の減少に加え、より懸念されるのが生産年齢人口(15~64歳層)の大幅な減少である。第6図は、農協別に管内の人口と生産年齢人口の関係をみたものであるが、全ての農協で生産年齢人口の減少率が人口減少率よりも大きい。

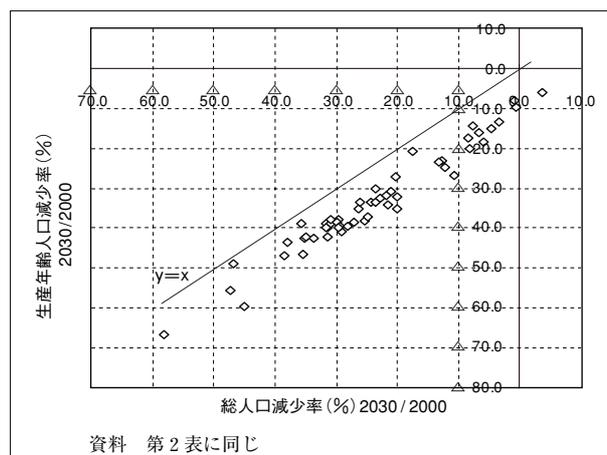
生産年齢人口は地域の核となる存在であるため、その減少は、地域経済だけでなく地域のコミュニティ機能の維持にも影響してくることになる。例えば、高齢化との同時進行により地域の高齢者扶養力は著しく低下することになるが、このような状況下では、地域の高齢者福祉活動の維持は困難になろう(先の人口減少の著しい4農協管内では、2030年には生産年齢人口0.9人で1人の高齢者を支えることになる)。

(注6) 全中ホームページ(2004年11月末)59農協のうち農業協同組合名鑑(2004年版)に未記載の1農協を除く58農協を対象として試算を行った。

第5図 管内人口と貯金・貸付金



第6図 管内人口と生産年齢人口増減率



5 農協系統への影響

これまでみたように、人口減少による影響は農協の組織基盤である農山村部を中心に生

じるとみられ、ここではその影響等について、簡単に考察してみたい。

まず、人口減少が長期間続くことにより地域の経済活動の縮小は避けられないとみられる。地域の経済活動の縮小が続けば、世帯収入の減少等により貯金の減少や購買・販売事業の売上減等農協事業にも大きな影響が生じると予想される。ただし、それは農協特有の問題というよりも、日本経済全体に生ずる問題であり、例えば、一部企業では人口減少社会を踏まえその事業戦略を既に変え始めている（注7）。そのため、農協系統においても、今から本格的な人口減少時代に備えて、長期的な戦略のもとで自らの組織・体制を組織基盤の変化に合わせたものにしていく必要がある。特に、農協としては、人口減少に合った形で地域の営農の再編を進めていくことが大きな課題となる。

その一方、組織基盤の変化に応じて、組合員・地域住民からの新たなニーズが高まることも予想される。農協系統では、高齢者介護事業等組織基盤の変化に対応した事業展開に既に取り組んでいるが、例えば、生産年齢人口の減少に伴って農業雇用労働に関する仲介・斡旋業務等の新たな事業ニーズが高まってくることも考えられる。さらに事業以外にも、自治体の合併や財政環境の悪化から、地域のコミュニティ機能の維持に関して、その役割を農協に期待する声が高まってくる可能性もあろう。

こうした組合員・地域住民のニーズに経済事業体としての農協が全てに対応することは難しいとみられるが、直接的な担い手としての取り組みが難しい場合でも、他の事業体・組織等との連携等を通じてそれらニーズの実

現を図っていくことが、農協としての協同組織性を発揮する上で重要になってこよう（例えば、地域コミュニティ機能の維持に関しては地域の多様な主体となりうる組織（集落営農組織やNPO組織等）との連携・サポート等が考えられる）。

（注7）例えば外食大手のワタミフードサービスは、人口減少を織り込んで、2012年1200店舗体制でメインの業態の出店をストップとしている（『週刊東洋経済』2004.7.17号）。

おわりに

2006年前後をピークとして、日本の総人口は減少に向かうことが確実である。そして、その影響は、今回中山間地域や中国地方の農協でみたように、いわゆる農村らしい農村、農協らしい農協でより一層顕著となることが予想される。そのため、地域社会・地域農業の維持について、そうした地域で数少ない経済主体である農協の役割はより一層高まるとみられる。

農協系統においては、人口減少がもたらす組織基盤の変化に対応した組織・体制の整備と、そのことにより生じる新たな組合員・地域ニーズへの対応を、同時に進めていくことが必要になってこよう。（内田多喜生）

参考資料

- 佐藤龍三郎 「日本人口の動向」（2004.10）『第8回人口問題基礎講座資料』
- 大淵 寛 「少子高齢化・人口減少と21世紀の日本」（同上）
- 鬼頭 宏 『人口から読む日本の歴史』（2000）講談社
- 松谷明彦（2004）『「人口減少経済」の新しい公式』日本経済新聞社
- 速水 融・宮本又朗編（1989）『日本経済史1』岩波書店
- 北川太一（2004.3）「農を基軸とする地域経営体の形成条件と展開方向」『農林業問題研究第153号』

日本と違う次元にある中国の農業問題

日本と中国の最大の違いの一つは、農村地域を回る時の感触である。地域格差や都市と農村の格差が少なく、環境が守られているのは日本の農村だが、対照的なのは中国の中西部の農村である。もちろん、沿海地域では近代化しつつある農村もある。

中部地域は、黒龍江、吉林、遼寧、内モンゴル、河北、江蘇、安徽、江西、山東、河南、湖北、湖南、四川という食糧供給過剰の13の省・自治区を指す。この13の省・自治区は、中国の耕地面積の65%、食糧生産量の70%を占め、流通している食糧の80%を提供している。

主として中西部地域に発生している農業問題は、「三農問題」という。三農問題とは、農業の低収益性、農村の疲弊、農家の所得低迷と都市住民との所得格差拡大を指す。

この三農問題をもたらした根本的な要因は、農家と農村を差別的に扱ってきたこれまでの二重の社会構造にある。従って、三農問題解決の最終的目標は、農家と農業に課している不利な制度を撤廃して、農家と都市住民を一元的に公平に扱う近代社会の構築である。

二重の社会構造とは、①農家は戸籍制度等各種の人為的な制度によって都市部への移住、就職、就学の自由が制限され、たとえ都市部に出稼ぎに行っても医療保険や年金等社会福祉を享受できず、②また、農業は実質的に他の産業より重い税金が課されており、③さらに、教育や医療、社会インフラなどに関する財政資金が完全に都市部に傾斜配分されていることである。その結果、農業分野に大量の余剰労働力が滞留し、農村部と都市部の所得格差が極めて大きい国の一つになった。

特に、農家の所得低迷は購買力不足として、直接に中国経済発展の足かせとなっている。約8億人にも上る農村部（「県城」を含む）の消費は、社会消費品小売総額に占める割合が1980年に59%あったが、2003年になると35%にまで低下してしまった。

三農問題を放置しておけば、経済の持続的成長を阻害するだけではなく、農民暴動が全国的に広がり、社会の安定が一気に崩れかねない。

そこで、2004年に「三農問題」の解決が「すべての仕事のなかで『最も重要』」と中国政府で位置付けられ、三農に関する政策と措置が数多く打ち出され、1980年代初頭に家族営農体制が実施されて以降改革がほぼ止まっていた中国の農政は、再び改革を加速した。

2004年の重要な農政改革は、①農業税の減免などを通じてなるべく農家の負担を少なくし、②農家への直接支払いを通じて食糧生産農家の収入を少しでも多くすることである。二つの改革はともに成果が大きかった。今年1-9月期では、農家の収入が11.4%上昇し、食糧生産は前年比約6%増の見込みとなった。

さらに、農家の農外移出を促進する農家研修プロジェクト、農村教育制度の見直し、協同組合的医療制度の試行等も2004年に始まった。食糧流通、農村金融も独占体制の見直しなど、規制が大幅に緩和された。

もちろん、難問山積の中国では、三農問題の解決がすぐにできるとは誰も思っていない。だが、農業の安定がなければ中国の安定、ないしアジアの安定もない。今後もこの問題を観察していきたい。（阮 蔚・Ruan Wei）

『狂食の時代』

(ジョン・ハンフリース著／永井喜久子・西尾ゆう子訳 講談社)

著者は英国の著名なジャーナリストでBBCのニュースキャスター。英国は狂牛病が大パニックを引き起こした最初の国である。17万頭がBSEを発症し、470万頭を処分・焼却した。

英国では88年に牛や羊の死骸を牛の飼料に混入することが禁じられた後、その代替策として鶏糞を混入することが大々的に行われた。これは91年には禁止されたが、翌92年にBSE発症がピークに達した。

その有力な要因として、硬い殻の鶏卵を生ませるために飼料に大量のマンガンを入れたことが考えられている。マンガン鉱山の鉱夫が罹患する中毒症状がBSEに酷似していることはかねて指摘されている。

本書(原題はThe Great Food Gamble)は、世界を襲いつつあり、地球上の全ての生命に危機をもたらしている様々な問題の底に横たわる共通項として「食」の問題に注目し、抉り出している。類書は多いが、本書はとにかく筆致がビビッドで説得力があり、一気に呵成に読ませる。

「殺虫剤の毒性試験に使用される動物は、同じ室内に入れられ、そこは温度、湿度、換気がコントロールされている。完璧にバランスのとれた餌が与えられ、飲むのは水だけ。同じ飼育業者から購入され、同じような成長段階・体重で病気には罹っていない。与えられる物質以外からはいかなる影響も受けないようになっている。動物実験がこのように非現実的状況で行われるため、得られたデータを人間にまで広げて推定するのは殆ど無意味である。人間は皆違っている。肥満の人、食欲不振の人、年齢差も百歳以上ある。グラフにきれいなカーブが描けるよう意図され、説

明が必要な例外現象は起きないように配慮されている。」とのくだりを読んで私は目から鱗が落ちる思いであった。

また複数の化学薬品の「カクテル効果」、ある化学薬品が他の化学薬品と一緒にになると何が起きるか、その混合物に晒された生き物はどんな影響を受けるか。英国食品安全管理局が「カクテル効果」調査のワーキンググループを立ち上げ、高官が「会合は年6回開かれる」と誇らしげに説明したが、「対象となる約四百の化学薬品の組み合わせは膨大な数になるが、一度の会合にどれだけ扱うのか。」との質問に答えられなかった話。

さらに絶え間なく薬品、抗生物質を投与される養殖サケの話、利殖のため自然をはるかに凌ぐスピードで成長させるための遺伝子組換え飼料とピンク色を出すための着色料とを投与される。飼料の高濃度の油分のため絶えず下痢をして肉は柔らかくなる。インフルエンザ、心筋症、膵臓疾患等々長いリストが必要な病名を持つ。これらがスーパーの店頭で「入荷したて」の謳い文句で売られる。

遺伝子組換え飼料で、子牛を育てるのに必要な量の数倍の、年に一万リットルもの乳を出す(出させられる)牛の話等々。

利益のため、効率最優先の畸形的事例が延々と続くが、近年人類の社会(つまりは地球の生命体系)に起きている数多くの病理現象の底に横たわるものに慄然とさせられると共に、生命体系を長く維持するための循環型かつ持続可能型社会に早急に向かわねばならないことを痛感させられる。

(2002年3月 ¥1,995(税込み) 289頁)

(平岩 直)

「担い手」としての集落営農組織

天生田地区の農業生産基盤は農地は不整形で狭少、加えて湿田も散在し且つ農道・用排水路も不完備で農業近代化の阻害要因となっていた。かかる実態を改善するため天生田区と周辺集落で「担い手育成基盤整備事業」に平成5年度着手し、平成12年度に竣工した。天生田区整地工51.4ha。

担い手育成基盤整備事業を契機に営農組合を平成7年10月に設立、平成13年10月には女性部会が発足、平成14年4月に「農事組合法人天生田営農組合」へと移行した。集落営農体制の運営システムは、①生産コストの低減化のため低廉な作業受託料金で個別農家の経営改善に寄与する、②専業農家以外の一般農家は、農業機械の買い替えはしない、使用不可能になれば、営農組合を利用する、③農家間においては農作業の受委託は行わない、営農組合を利用する、④離農した場合は営農組合と利用権設定をする、と申し合わせ実施している。

農道・用排水路等、生産基盤の維持管理については、「大規模農家」「他産業から参入する生産組織」は当然ながら利益を最優先に考える訳であり、その農業形態からも期待できない。これが突出すると、地域社会の「集落機能の維持」「農村社会の活性化」等に支障を及ぼす事になる。

これからは経営者として総合的な判断と実行力で経営の安定化と集落機能、農村社会の維持、地域農業の持続的発展・振興に全力を傾注していく決意である。

(福岡県行橋市大字天生田
農事組合法人天生田営農組合
代表理事組合長 中村 久男)

5人の有志による農業特区参入法人

一面背丈以上の雑草が生い茂ってはいるが、高田平野から日本海を眼下に一望できる素晴らしいロケーションの山間傾斜地に倒産した牧場約20haの跡地があって、この荒廃農地を有効活用したいと常々思っていたが、農地法上実現できないでいた。

そこへ株式会社による農業参入を認める「東頸城農業特区」の話が持ち上がり、過去において一緒にこの土地に対し夢を抱いてきた5人の仲間に、特区制度を利用すれば夢が実現できそうだと話したところ、「よしやってみよう」と意見が一致し、建設業、旅館業、土地家屋調査士・行政書士、酒造業、農・畜産業のまったくの異業種の仲間で特区参入のための株式会社を設立した。

昨年9月からこの土地を「ふれあい観光牧場」として、先ず建築廃材が不法投棄されていた牧場の造成整備、ポニー・ヤギ・羊の購入を行い、今年5月から放牧を開始し、7月から試行オープンした。オープンに合わせ、ヤギ乳の加工商品として全国初のコシヒカリを使った無添加の「ヤギさんのジェラート」を開発し、販売をしている。また、今春から耕作放棄予定の棚田1.6haで酒米を栽培して、現在オリジナル清酒を醸造中でもある。

まだまだたくさんの事業展開を計画しているが、今後、高齢化のため耕作放棄が進展することに伴い弊社の耕作面積が増加することが予想され、第1次～第3次産業全般の第6次産業を目指し、近年中には地産地消の「食の工房」もオープンさせたいと思っている。

(新潟県ファーストファーム(株)代表取締役 蓑和 章)

U R L : <http://www.firstfarm.com>
e-mail : info@firstfarm.com

森林の多面的機能の評価額

森林の多面的機能のうち公益にかかるものを、森林の公益的機能ともいう。それでは、わが国の森林が多面的機能を十全に果たすためには、いかなる条件が必要なのであろうか。

わが国の森林面積は、2,500万haであり、国土の67%を占める。うち、人工林が1,000万ha、天然林が1,500万haである。天然林は言葉の如くであり、放っておいても林相を変化させつつ、その機能を発揮する。

問題になるのは、人工林である。人工林は大体林相が安定する40年生くらいまでは、手入れをしなければ多面的機能を十全に発揮するような森林にはならない。

近年、林業経営はその不採算性から危機的状況が続いている。それに伴い、多くの林家が人工林の手入れをせず、荒廃林が多く出現している。これらの、荒廃林は、間伐をしていないことから、林地に太陽の光が届かず、下草が生育しない。そうなると、林地の表土は裸になり、雨で流されてしまう。多面的機能でもっとも評価額の大きい表面侵食防止機能が働かなくなる。水源涵養もおぼつかない。森林の多面的機能発揮には、是非人工林の手入れが必要であり、そのためには、林業の経

営を何らかの形で成り立たせることが必要である。そうでなければ、森林の多面的機能も「絵に描いた餅」である。森林環境税が16年11月現在、2県で実施済み、2県で導入決定済み、34都道県で検討中である。その目的は、まさに森林の多面的機能発揮のための諸施策の実施である。このような動きをさらに進めて行く必要がある。（秋山 孝臣）

森林の有する多面的機能の評価額

機能の種類	評価額(億円/年)
二酸化炭素吸収	12,391
化石燃料代替	2,261
表面侵食防止	282,565
表層崩壊防止	84,421
洪水緩和	64,686
水質源貯蔵留	87,407
水質浄化	146,361
保護・レクリエーション	22,546

(注1) 多面的機能のうち、貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の討議内容を踏まえて評価したもの。

(注2) 多面的機能のうち一部の機能の評価にすぎないことから、合計額は記載していない。

(注3) 保健休養・やすらぎ機能については、機能のごく一部を対象とした試算。
(資料) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年11月1日)

*参考 農業の有する多面的機能の評価額

機能の種類	評価額(億円/年)
洪水防止機能	34,988
河川流況安定機能	14,633
地下水涵養機能	537
土壌浸食(流出)防止機能	3,318
土砂崩壊防止機能	4,782
有機性廃棄物処理機能	123
気候緩和機能	87
保健休養・やすらぎ機能	23,758

(資料) 同上